

令和7年度 酒田市公益活動 支援補助金

自主的に公益活動に取り組む団体に補助金を交付します

団体育成型

最大 **20** 万円

(補助対象経費の2/3以内 千円未満切り捨て)

公益活動団体の立ち上げや新たな公益活動のスタートアップ

団体間協働型

最大 **30** 万円

(補助対象経費の2/3以内 千円未満切り捨て)

団体同士が協働して取り組む新たな公益活動

◆令和7年度の変更点◆

- ① 団体構成員の person 費の一部が新たに補助対象になりました
- ② 旅費の基準を明確化しました
- ③ 経費区分に『委託費』を追加しました

◆募集期間◆

事前相談: 令和 7 年 3 月 28 日 (金) まで

書類提出: 令和 7 年 4 月 7 日 (月) まで

*必ず事前相談をしてください。事前相談のないものは申請を受け付けられない場合があります。

制度の詳細や提出書類等は、ウェブ検索か酒田市HPの二次元コードからご覧ください

酒田市 公益活動支援補助金

検索



▲酒田市HP

《お申し込み・お問い合わせ先》

ボラポートさかた (酒田市ボランティア・公益活動センター)

〒998-0044 酒田市中町三丁目4-5 交流ひろば1階

Tel: 43-8165 Fax: 26-5617

Mail: volunteer@sakata-shakyo.or.jp



VPSAKATA

補助金活用をサポートします!
お気軽にご相談ください!

いろいろな取り組みに活用できます



幅広い分野の公益的な活動で、**新たに取り組む活動**

対象外の活動



- ・営利目的、宗教的または政治的な活動
- ・他の制度による補助金等の交付を受けているか、その予定のある活動
- ・その他公益を害するおそれのある活動

制度概要

項目	内容
対象団体	以下いずれにも該当するもの ・主に市内で活動する3人以上の団体（法人格の有無問わず） ・代表者および構成員の半数以上が酒田市内に住所を有していること ・ボラポートさかた登録団体（申請時の登録OK） （団体間協働型のみ） ・上記を満たす団体で、2団体以上で協働事業を実施できること
対象経費	謝金、人件費の一部、旅費、消耗品費、印刷費、通信費、使用料、賃借料 等 ▶ 具体例の一覧表を募集要領に記載していますのでHPからご覧ください。 ▶ 交付決定日（6月上旬）～令和8年3月まで支出した活動経費に限ります。 ▶ 以下は対象外です。 ・団体の普段の活動や運営にかかる費用 ・団体構成員の謝金 ・備品購入費（15,000円以上） ・建設費 ・懇親会費や団体構成員の弁当代などの食糧費

補助回数 ・同じ団体で補助を受けられるのは**3回まで**です。※毎年審査で採択される必要があります
・R2年度以前にすでに3回補助を受けている団体でも、**新たな取り組みで補助を受けられる場合があります**ので、個別にご相談ください。



手続きの流れ



※1 審査会の前に、審査員から事前質問や意見を通知しますので、その回答書や必要に応じて修正した申請書を提出していただきます。審査は外部委員により書類審査で行われます。申請団体の出席は不要です。審査基準などの詳細はホームページをご覧ください。

※2 補助金は原則実績報告後に交付されますが、希望により交付決定額の2/3以内で事前交付が可能です。